

介護保険で受けられるサービス

要介護度に応じてサービスを組み合わせたり、介護保険施設の利用も可能です

	種類	サービスの内容
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問して入浴、排泄、食事等の介護等、日常生活上の世話をを行うサービス
	訪問入浴介護	居宅を訪問して、浴槽を提供し入浴の介護を行うサービス
	訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービス
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス
	通所介護 (デイサービス)	介護施設等に通い、日帰りで入浴、食事の提供等、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等に通い、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービス
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス
	短期入所療養介護	介護老人保健施設、療養型病床等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービス
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の状態にある要介護者について、共同で生活できる住居において入浴、排泄、食事等の介護や支援、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム、介護利用型経費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している要介護者等について、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービス
	福祉用具貸与	厚生労働省大臣が定める福祉用具の貸与を行うサービス
	福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を支給
	住宅改修	手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修費用を負担
介護支援サービス (居宅介護支援)	要介護者等による在宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成し、この計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整その他のサービスの提供を行い、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援を行うサービス	
施設サービス(要介護)	介護老人福祉施設への入所 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設入所者に、施設サービス計画(介護保険施設入所者について、施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画)に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービス
	介護老人保健施設への入所	介護老人保健施設入所者に、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うサービス
	介護療養型医療施設への入所	療養型病床群等の入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービス